

**足 利 市 水 道 事 業
新型インフルエンザ等対策行動計画**

足 利 市 上 下 水 道 部

I 目的

本計画は、「足利市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「市行動計画」という。）」を踏まえ、新型インフルエンザ発生・流行時における水道事業の具体的な行動体制を定め、安全な水道水の安定供給を維持することを目的とする。

なお、本計画の内容については今後の情勢変化等に応じて適宜見直すこととする。

II 本計画における発生段階の分類について

市行動計画を踏まえ、以下のとおり本計画における発生段階を定める。

レベル	発生段階	状 態	市行動計画における段階
1	未発生期	新型インフルエンザが発生していない段階	未発生期
2	海外発生期	海外では新型インフルエンザが発生したが、国内では発生していない段階	海外発生期
3	発生早期	国内で新型インフルエンザが発生した段階 近傍地域で新型インフルエンザが発生したが、感染拡大が限定されている状態	発生早期 (国内・県内)
4	流行期	近傍地域または市内で新型インフルエンザが発生し、感染拡大が継続している段階	県内感染期

なお、市行動計画の小康期（患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている段階）における水道事業の対応はレベル1（未発生期）に準じ、状況に応じて、徐々に平常体制に復旧するものとする。

Ⅲ 発生段階別の対応について

1 未発生期（レベル1）の対応

（1）情報連絡体制の整備

新型インフルエンザ発生後に的確かつ迅速な対応を図るため、「関係機関等連絡先一覧（資料1）」を作成し、市長部局や国・県の関係機関、他事業体、各種団体等との連絡体制の整備を行う。

（2）業務継続計画の作成

水道水の安定供給に必要な業務についてあらかじめ検討・整理し、「新型インフルエンザ流行時における業務継続計画（資料2）」を作成することにより、新型インフルエンザの流行によって人員の不足が生じた場合においても優先すべき業務について共通の理解を図り、安定供給の確保に支障が出ないようにする。

なお、計画作成にあたっては、「浄水場等施設の運転管理業務」を最優先事項として設定する。

（3）施設運転管理業務要員リストの作成

新型インフルエンザの感染拡大により、浄水場等の運転管理業務に従事する職員の不足が生じた場合を想定し、あらかじめ当該業務の従事経験者について調査を行い、「浄水場等施設の運転管理業務従事可能人員リスト（資料3）」を作成する。

リストの掲載対象者は水道事業職員を基本とするが、人員不足になることを想定し、市長部局等への異動者及び退職者についてもリストに掲載すべきかどうか併せて検討する。

上記リストについては、人事異動等の状況を踏まえて適宜更新をするとともに、個人情報の管理を徹底する。

（4）委託業者等との連絡体制整備

「委託業者等一覧（資料4）」を作成し、各委託業者との連絡体制を構築する。また、水道水の安定供給に必要な業務を委託している業者に対して、新型インフルエンザの感染予防対策等について情報の共有に努めるとともに、ライフライン機能維持のために必要な要員の確保及び業務の継続に関する体制について、あらかじめ検討するよう要請する。

(5) 必要な物資の確認・確保等

新型インフルエンザが発生した場合、薬品等の物資の調達が困難になることが予想されることから、あらかじめ優先業務に必要な物資等の確認・確保に努めるとともに、他の水道事業体や水道関係団体との間で、物資の確保に向けた連携体制を構築する。

(6) 職員の感染予防措置等

職員に対して、新型インフルエンザに関する基礎知識、感染予防対策、本人や家族が発症した場合の対応等について情報提供を行うとともに、うがい・手洗いの励行、咳エチケットの周知など予防に関する意識啓発を行う。

2 海外発生期（レベル2）の対応

（1）情報収集・共有

市長部局と連携しつつ、WHOや政府機関（厚生労働省、外務省等）、県等から新型インフルエンザ発生状況に関する情報収集を行う。

また、関係機関等から得られた新型インフルエンザに関する情報については、部内職員及び関係団体へ周知し、情報の共有化に努める。

（2）優先業務・要員の再確認

「新型インフルエンザ流行時における業務継続計画（資料2）」及び「浄水場等施設の運転管理業務従事可能人員リスト（資料3）」の内容を精査し、最新の情報に更新する。

（3）必要な物資の確保

新型インフルエンザが海外で発生した場合であっても、渡航者等の往来により予測を超えたスピードで国内発生にいたるケースが想定される。国内で発生した段階においては、物資の調達が困難になることが予想されることから、海外発生期の段階で必要物資の確保に努める。

水道施設課施設担当は、新型インフルエンザの流行期においても次亜塩素酸ナトリウム等の浄水処理に必要な薬品が不足しないよう、在庫の把握を行うとともに、薬品等納入業者の一覧表を作成する。

（4）職員の感染予防措置等

職員に対して、新型インフルエンザ感染予防策の周知徹底を図る。また、海外渡航を予定している職員に対しては、渡航者名簿・渡航先（経由地含む）・日程等の内容について提出を依頼し、必要に応じて海外渡航の中止または延期を要請する。

3 発生早期（レベル3）の対応

（1）対策会議の設置

上下水道部長は、必要に応じて関係職員による対策会議を設置し、ライフライン機能維持のための対策、職員の感染予防策、物資の確保等について具体的な実施方法の検討を行う。

対策会議で決定した事項については、部内職員及び関係団体へ周知徹底を図る。また、対策会議は市長部局と連携を図り、情報収集・共有化に努める。

（2）近傍地域及び市内での流行に備えた対策

「新型インフルエンザ流行時における業務継続計画（資料2）」及び「浄水場等施設の運転管理業務従事可能人員リスト（資料3）」の内容を再確認する。また、「委託業者等一覧（資料4）」の内容確認を行うとともに、連絡体制を構築した業者等に対し、感染予防等の措置を徹底するよう要請する。

水道施設課施設担当は、水道水の安定供給に必要な薬品等の物資を継続して確保できるよう納入業者に支援を要請するとともに、業者との連絡が不通になった場合を想定して複数の調達ルートについて事前に検討する。また、水道施設管理業務を委託している業者に対して、社員の感染予防の強化及びライフライン機能維持のための業務実施体制の構築等の措置を講じるよう要請する。

（3）お客様への情報提供

お客様が水道水に対して不安を抱くことがないように、水道水の安全性についてホームページ等の広報媒体を活用して情報提供を行う。

また、お客様からの問い合わせに的確に対応できるよう、新型インフルエンザに関する想定問答を作成する。

（4）職員の感染予防措置等

職員に対して、新型インフルエンザ感染予防策の周知徹底を図る。

職員またはその家族が新型インフルエンザの感染について疑われる症状がある場合は、直ちに人事課及び健康増進課に連絡するとともに、医療機関において受診するよう指導する。

また、新型インフルエンザ発生地域への旅行を控えるよう職員に要請するとともに、遠隔地への出張についても状況に応じて中止等の措置を行う。

4 流行期（レベル4）の対応

（1）業務継続計画の実施

上下水道部内における新型インフルエンザ罹患者の発生状況に応じて、「新型インフルエンザ流行時における業務継続計画（資料2）」に従い、水道水の安定供給に関して優先順位の低い業務の縮小・一時停止を行う。

（2）職員の感染予防措置等

職員に対して、レベル3までの対応に加え、不要不急の外出等の自粛、公共交通機関の利用自粛など不特定多数の人と接触することのないよう要請する。

また、職員に対してはマスクの着用を義務付けるとともに、業者等が事務室に立ち入る場合についても、事前連絡を徹底し、マスクの着用を義務付ける等の措置を講じる。

施設見学について、職員への感染のおそれがある場合は、申込者に対して延期等の要請を行うこととする。見学を受け入れる場合においても、消毒等の措置を徹底し、新型インフルエンザ感染の防止に努める。

（3）お客様への情報提供

お客様が水道水に対して不安を抱くことがないよう、水道水の安全性についてあらゆる広報媒体を活用して情報提供を行う。

また、レベル3で作成した想定問答の内容を適宜更新し、お客様からの問い合わせに的確に対応する。

（4）職員が罹患した場合等の措置

職員が新型インフルエンザに罹患した場合は、症状等について所属長経由で企業経営課総務担当へ報告を行うとともに、医療機関に受診をするよう指導する。企業経営課総務担当は、市長部局との情報共有を行い、罹患者へ自宅待機を促す等の措置を行う。